

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.65

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者(一社)北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

東川町地域福祉推進協議会が 地域ネットワーク活動を開始しました

前号「速報」でご紹介しましたが、東川町に、51番目の地域ネットワークが誕生しました。

“写真の町”東川町には、平成21年度に発足した東川町地域福祉推進協議会があり、高齢者及び障害者、生活困窮者等で、生活支援を必要としている方々に対して、地域で安心して暮らしていけるようにと、かねてから見守りと買い物支援を中心とした基礎支援を行ってきました。

平成26年11月26日に行われた会議において、協議会の目的に地域における消費者被害の防止を、業務に消費者トラブルに関する地域の見守りに関することを追加しました。

構成は、町・駐在所・金融機関・社会福祉協議会・商工会・消防団・防犯協会・消費者

協会・自治会など17団体、事務局は保健福祉課が担当しています。

活動の中心は見守りで、社会福祉協議会が生活・介護支援サポーターを養成し、サポーターが見守りの必要な家庭を訪問しています。家庭の状況に応じて、週1回や2週に1回など、決められた周期での訪問活動を行っています。

協議会の組織の中には、地域福祉推進本部があり、支援を必要とする人々とニーズを把握し、サポーターを配置し、もれなくカバーされる体制づくりの実行を担っています。

既存の組織の機動力を活かした今後の活動が期待されます。



気をつけて！！アルバイト感覚で携帯電話の名義貸し —消費者も刑事責任を問われかねない—

2014年4月に大学生が、携帯電話契約の名義貸しで逮捕されたという事件が、新聞の報道などでも大きく取り上げられました。北海道立消費生活センターにおいても、同様の手口の相談が毎年寄せられています。

携帯電話の名義を貸してしまった本人は、アルバイト感覚であったとしても、実際に被害にあった場合は、被害の回復は困難であり、また、他人の手に渡ってしまった携帯電話はさまざまな犯罪に利用される可能性があります。上記事件のとおり実際に犯罪に加担をしてしまった場合は、刑事責任も負うこととなります。名義貸しは絶対にやめましょう。

おかしいと思ったら、

すぐにお近くの消費生活相談窓口や当センター相談専用窓口へご相談ください。

北海道立消費生活センター 相談専用電話 050-7505-0999



《道庁消費者安全課より》

北海道消費生活条例を改正しました。

道では、10月14日、北海道消費生活条例を改正しました。

北海道消費生活条例では、事業者による物品等の買取（消費者が、買取業者に持ち込んで、又は買取業者を自宅に呼んで、不要品等を買って取ってもらう取引）について、従前から、「不当な取引方法の禁止」等の対象としていましたが、規定上、買取が対象となっていることが明確ではないとの意見もありました。

このため、これを明確にする規定の整備（文言の整理）を行いました。

※ 具体の改正内容については、<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/indexjor.htm>を、ご覧ください。

悪質な事業者に対して厳正に対処しています。

道では、特定商取引法及び北海道消費生活条例に違反する行為を行う悪質事業者に対して、行政処分等の行政措置を積極的に行い、消費者取引の適正化及び消費者被害の未然防止を図っています。

最近（平成26年）の主な行政措置の状況は、次表のとおりです。

措置日	事業者名	主な取引形態	主な商品・役務	措置の内容
2月24日	「Re:Japan」こと竹内淳	訪問販売	寝具	業務停止（9カ月）
5月14日	「メガネサロンフレンズ」こと佐藤浩紀	訪問販売	眼鏡・補聴器	業務の改善指示・勧告
5月15日	「メガネサロンフレンズ」こと佐藤浩紀	訪問販売	眼鏡・補聴器	調査妨害を行った旨の公表
5月20日	「ネコミ屋」こと猫宮稔英	訪問販売	寝具	業務停止（6カ月）・勧告
5月27日	「アクティー急送」こと竹田昭彦	—	引越運送	調査妨害を行った旨の公表
6月3日	国民消費相談センター	—	—	不当請求事業者名等の情報提供
7月22日	「アクティー急送」こと竹田昭彦	—	引越運送	勧告
7月23日	「住宅設備」こと堀野政吉	訪問販売	灯油タワシ	不当な取引方法を用いている事業者の情報提供
8月27日	(株)日本総合投資	訪問販売	寝具・水産物	業務停止（3カ月）・勧告
9月8日	(株)ヒューマンサポート	—	—	不当請求事業者名等の情報提供
10月29日	(財)北海道債権管理事務局	—	—	不当請求事業者名等の情報提供
12月3日	(株)セレクト	訪問販売	寝具・住宅リフォーム	業務停止（3カ月）・勧告
	「全日本健康寝具」こと漆戸雅彦	訪問販売	寝具	業務停止（9カ月）
12月4日	「全日本健康寝具」こと漆戸雅彦	訪問販売	寝具	勧告に従わなかった旨の公表
12月10日	(有)フィールドアタッチ	訪問販売	照明器具	調査妨害を行った旨の公表

※ 事業者の詳細な情報等については、<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/akusitu.htm>を、ご覧ください。

なお、道では、上記のほかにも、多くの行政指導（事業者名は非公表）を行っています。

●悪質な事業者の情報提供をお願いします。

道では、悪質事業者に関する皆様からの情報を基に、当該事業者に対して、行政指導や行政処分に向けた調査を行っています。「執ようで迷惑」「虚偽のことを言って契約させる」「帰らずに居座る」「目的を偽り会場に人を集めて宣伝販売している」「判断力不足の方に契約させている」・・・皆様の周囲に、このようなことをしている事業者がいましたら、下記まで情報提供をお願いします。

【連絡先】道庁消費者安全課表示・取引適正化グループ

電話：（代表）011-231-4111（内線 24-525, 24-526, 24-529）

（直通）011-204-5213

地域ネットワークの活動を紹介します

❄️ ❄️ ❄️ ❄️ **今回は斜里町** ❄️ ❄️ ❄️ ❄️

このコーナーでは各団体の活動を紹介しています。今回は斜里町の「悪質訪問販売（主に催眠商法）への対応計画」の活動を紹介します。



平成15年に発足

発足は平成15年、町に入ってくる健康器具等の催眠商法などを行う訪問販売業者に、住民、行政、社会福祉協議会、警察署などが一体となって対応し、対応の実績、反省、分析結果から対応計画を策定したのが始まりとなっています。

「悪質訪問販売（主に催眠商法）への対応計画」の名称ですが、催眠商法だけに対する活動を行っているわけではなく、消費者問題全般について対象としています。定例会は、年1回10月中旬、消費生活相談・町民生活相談・保健福祉課・人権擁護員や警察・社会福祉協議会・民生児童委員協議会など、町内の各種相談員と担当職員が参加し情報交換を行っています。

通報は住民からも直接寄せられる



業者に関する通報は、一般住民からも相談窓口へ寄せられ、状況に応じて聞き取り調査や警察への連絡を行い、連携しての町内巡視活動もしています。訪問販売業者についての情報は隣の町にも連絡をとっています。警察・社会福祉協議会へは日頃から訪問を行い、また先方からも訪問があります。

ネットワークとして活動することによるメリットに、年一回でも顔を合わせていることにより、些細なことでも連絡を取りやすい雰囲気作りが一役買っていることが挙げられます。顔も知らない、名前も知らないといった関係では、やはり伝えにくいこともあるので日頃からの連携が大切と実感しています。発足10年の熱心な活動のためか最近ではあまり業者が町内には入って来ないように感じる。定例会も年1回ではなく複数回行って欲しいと参加メンバーからの要望もあるなど活発な活動を行っています。

町内一致団結して、未然防止の効果を挙げて活動中です。

◆第43回江別消費者大会

～地域消費者被害防止ネットワークについて議論されました～

平成26年12月2日、第43回江別消費者大会が開催されました。「つながろう消費者～消費者被害防止を目指して～」のテーマで、基調講演とパネルディスカッションがありました。初めに（一社）北海道消費者協会教育啓発G塩越主査より、「地域消費者被害防止ネットワークとは？」と題し、ネットワークの目的及び役割についての講演が行われました。

その後のパネルディスカッションでは、地域包括支援センター・社会福祉協議会・江別警察署から消費者被害の相談状況やその対応についての報告がありました。訪問販売による被害者の報告では、ヘルパーや民生委員などから寄せられる情報が多いこと、消費生活センターと連携を取りながら解決し、その後の支援も行っているなどの現在の取り組みが報告されました。

今後、高齢者の被害を防ぐための対策などが、会場からの意見も交えながら議論され、連携の必要性を再認識して閉会しました。



見守り 新鮮情報

第211号

スマートフォンで、無料だと思ったアダルトサイトに入り「18歳以上」をタップしたところ、**入会金**として約10万円の**請求画面**が出た。慌てて「退会はこちら」をタップすると業者に電話がつながり、「退会には**20万円**

が必要。コンビニで**プリペイド型電子マネー**を購入し、その**番号を教えるように**」

と言われた。コンビニの店員に「**詐欺では?**」と制止されたが振り切って購入し、業者に番号を教えた。しかし、その後も「データを消すために20万円払え」などと**しつこく**電話で**請求**がある。(60歳代 男性)



電子マネーで支払わせる アダルトサイトの請求

ひとこと助言

注意してね



見守るくん

- 最近、匿名性の高さから、コンビニ等で電子マネー(プリペイドカード等)を購入してそのカード番号を伝えるよう要求されるなど、電子マネーを不正に取得しようとする業者とのトラブルが見られます。
- カード番号のみでやり取りができるタイプの電子マネーでは、一度相手にカード番号を伝えたり、指示された番号にチャージしたりすると、取り戻すのは困難になります。業者に指示されても従わないようにしましょう。
- 業者に連絡することで個人情報知られ、さらに請求を受ける可能性もあります。安易に連絡しないようにしましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。